

石巻市における 社会保障・税番号制度行動計画

石 巻 市
平成27年2月
〈平成28年5月一部改訂版〉

目 次

1	本計画の目的	1
2	社会保障・税番号制度の概要	2
(1)	制度の導入趣旨	2
(2)	制度の仕組み	2
(3)	個人番号の利用範囲	3
(4)	安心・安全の確保	4
(5)	制度導入スケジュール	5
3	地域情報化との関係	6
4	計画期間	6
5	実施方針	7
6	行動計画	8
(1)	情報システムの整備	8
(2)	個人情報保護対策	8
ア	特定個人情報保護評価の実施	8
イ	個人情報保護条例の改正等	9
ウ	特定個人情報の安全管理に関する基本方針、管理規程の策定	9
(3)	個人番号の付番・通知及び個人番号カードの交付	9
(4)	事務手続、業務フローの見直し	10
(5)	条例による庁内同一機関及び庁内他機関との情報連携	10
(6)	個人番号の独自利用	10
(7)	個人番号カードの独自利用	10
(8)	情報提供等記録開示システム（マイナポータル）の運用	11
(9)	市民への制度の周知と職員研修の充実	11
7	推進体制	12
(1)	番号制度推進体制図	12
(2)	番号制度関係課と役割	13
8	本市における番号制度導入ロードマップ	14
9	用語解説	15

1 本計画の目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法が平成25年5月に公布され、国と地方公共団体等は、それぞれの役割を分担しながら、社会保障・税番号制度の円滑な導入及び活用を図ることとされています。

社会保障・税番号制度（以下「番号制度」といいます。）は、社会保障・税・災害対策の各分野において、個人情報保護対策を講じた上で、複数の国の機関、地方公共団体等がそれぞれ保有する個人の情報を同一人の情報であるということを確認できる基盤をつくり、社会保障と税の給付と負担の公平化や、国民が社会保障給付等を申請する際の手続の簡素化と行政機関の確認作業の効率化、大規模災害時等において真に手を差し伸べるべき方に対する積極的な支援への活用などを図ろうとするものです。

本市においても、番号制度の円滑な導入と活用を図るため、全庁的に具体的な作業に取り組んでおりますが、今後、復興事業がピークを迎える中で、平成28年1月から開始された個人番号カードの交付及び個人番号の庁内利用、平成29年7月に予定されている国の機関・地方公共団体等の間の情報連携に向けた作業を確実に行うほか、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）の運用、個人番号カードの独自利用、窓口業務の改善など、更なる市民サービスの向上に向けた取組について、本市の実情に応じた対応を図る必要があります。

また、国においては、特定個人情報や個人番号カードの活用範囲の拡大など、制度の普及・進展に向けた施策について検討が重ねられており、その動向を注視しながら本市の対応を検討していく必要があります。

このように、番号制度は、個人番号カードの交付後にも多くの具体的な対応が予定されており、個別の取組内容を十分に検討した上で、段階的な導入・活用を図っていく必要があります。

以上のことから、本市における番号制度の導入と活用に当たっては、全庁的な実施方針を定めた上で計画的に取り組む必要があることから、本計画を策定し、本市の実情に応じた制度の確立を目指すものです。

2 社会保障・税番号制度の概要

(1) 番号制度の導入趣旨

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会



1

(出典：内閣官房ホームページ)

(2) 番号制度の仕組み

社会保障・税番号制度の仕組み

- ◎個人に
 - ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
 - ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
 - ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
 - ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」**を付番する仕組み。
- ◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

- ◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している**同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**
- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

- ◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み
- ◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み。
- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み



(出典：内閣官房ホームページ)

(3) 個人番号の利用範囲

個人番号は、将来的には幅広い行政分野で利活用することも念頭に置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされています。

また、主に個人番号の利用を想定している社会保障制度の分野では、特に多くの給付行政を市町村等の基礎自治体が担っているなど、地方公共団体での番号の活用により、国民の利便性の向上、基礎自治体の行政の効率的な運営が期待できることから、条例に基づいて実施している事業についても、地方公共団体が、地域の実情及び住民のニーズ等を踏まえ、必要な限度で個人番号を利用できることとされたものです。

個人番号の利用範囲	
社会保障分野	<p style="text-align: right; font-weight: bold; border: 1px solid black; padding: 2px;">別表第一(第9条関係)</p> <p>⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 <p style="text-align: right;">等</p>
	<p>⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 <p style="text-align: right;">等</p>
	<p>⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 <p style="text-align: right;">等</p>
	<p>⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</p>
<p>⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</p> <p>⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。</p>	
<p>上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用</p>	



(出典: 内閣官房ホームページ)

(4) 安全・安心の確保

番号制度では、制度面とシステム面から、マイナンバーの利用に関する安全確保の措置を講じることとされています。

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に**漏えい**するのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 特定個人情報の取扱いに関する監督等（番号法第36条～第38条）
- ④ 罰則の強化（番号法第51条～第60条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



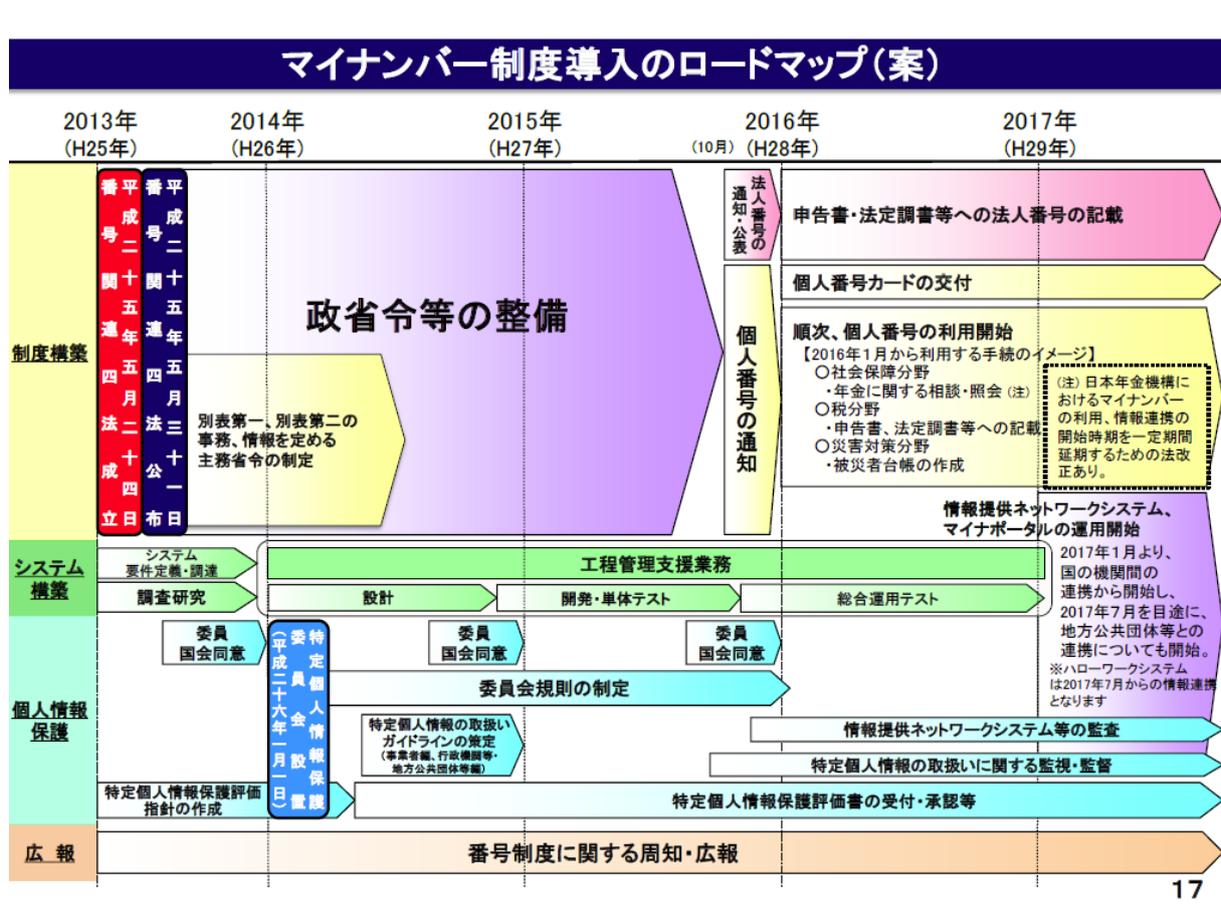
9

（出典：内閣官房ホームページ）

(5) 番号制度導入スケジュール

番号制度では、平成27年10月から通知カードによる個人番号の通知が、平成28年1月から個人番号カードの交付が開始されました。

個人番号の利用開始後は、庁内システムの情報連携により申請・届出に係る添付書類の省略や照会業務などが可能となり、平成29年7月からは情報提供ネットワークシステムや中間サーバーにより地方公共団体等の情報連携が開始されることで、前住所地の所得証明書及び課税証明書等の省略などが可能となる予定です。



3 地域情報化との関係

番号制度は、ICTを活かした新たな街づくりを計画的に推進していくことを目的として平成25年6月に策定された「第2次石巻市地域情報化基本計画」において、本市の情報化の方向性の一つに掲げる「市民と行政の協働による「まちづくり」を支援するICTの活用」に対応する施策の一つに位置付けられています。

番号制度の導入に当たっては、本基本計画の方針に基づいた市民サービスの向上や行政事務の効率化を踏まえた導入に努めるものとします。

4 計画期間

本計画の対象期間は平成29年度までとされていますが、国では、制度導入後も将来的に行政分野全般への利用拡大や官民連携による幅広い活用について断続的に検討していることから、国の動向等を注視しながら適宜内容の追加や見直しを行うものとします。

5 実施方針

番号制度の導入は多くの既存業務に影響を与えるとともに、その対応には期限が定められており、平成28年1月の個人番号の利用開始、平成29年7月の国の機関、地方公共団体等の間の特定個人情報の連携開始に向けて、確実かつ迅速な対応が求められています。

このため、本市においては、次の9項目の事務とその実施方針を掲げるとともに、「6 行動計画」を定めて、番号制度の円滑な導入と活用に取り組みます。

(1) 情報システムの整備

番号制度に対応した各システム改修を確実に実施できるよう取り組みます。

(2) 個人情報保護対策

番号法による個人情報保護対策に万全を期すとともに、本市の個人情報保護制度の遵守に取り組みます。

(3) 個人番号の付番・通知及び個人番号カードの交付

市民への平成27年10月からの個人番号の付番・通知及び平成28年1月からの個人番号カードの交付を確実に実施できるよう取り組みます。

(4) 事務手続、業務フローの見直し

特定個人情報を利用する事務の全てにおいて、当該利用に即した事務手続、業務フローとするよう見直します。

(5) 条例による庁内同一機関及び庁内他機関との情報連携

番号法別表第1に掲げられている事務で、事務処理に庁内部局間及び庁内他機関との特定個人情報の連携が必要と認められるものは、条例を定めて情報連携を行います。

(6) 条例による個人番号の独自利用

番号法別表第1に掲げられていない事務で、効率的な個人情報の管理及び検索による内部事務手続の簡素化が図られると認められるものは、条例を定めて個人番号の独自利用を行います。

(7) 個人番号カードの独自利用

公共施設の利用カード、コンビニエンスストアにおける証明書等の交付など、個人番号カードの独自利用について検討します。

(8) 情報提供等記録開示システム（マイナポータル）の運用

機能の詳細など、導入に関する国の動向を注視しながら、本市における活用を検討した上で運用します。

(9) 市民への制度の周知と職員研修の充実

市民への制度の周知と個人番号カードの交付手続等について、時宜を捉えて広報するとともに、職員研修の充実に努めます。

6 行動計画

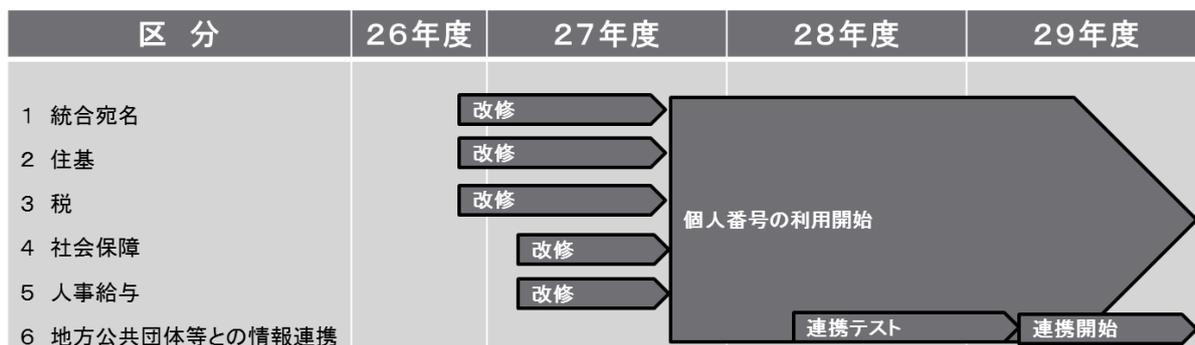
(1) 情報システムの整備

番号制度の導入により平成28年1月から開始された個人番号の利用や平成29年7月から開始される予定の地方公共団体等の情報連携に向け、住民記録系システムの改修をはじめ、税・福祉分野などの各業務システムの改修を実施しています。

また、システムのデータを紐付け、総務省が開発する中間サーバーに必要なデータを格納して地方公共団体等との情報連携を行います。

(システム改修の主な内容)

- ・個人番号による検索機能、個人番号の表示機能の追加
- ・データ連携機能の修正又は追加



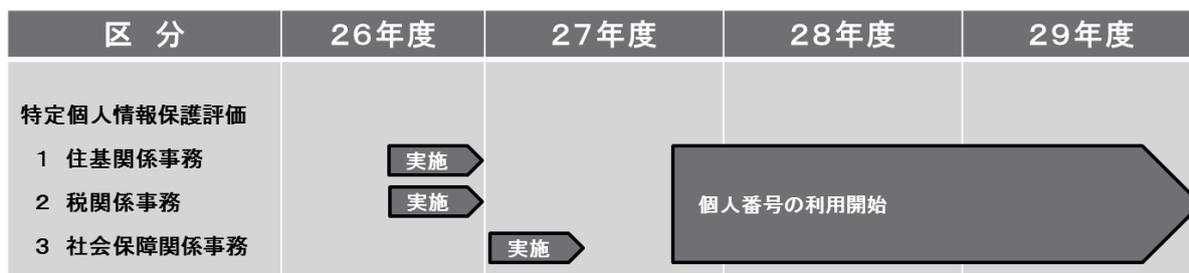
(2) 個人情報保護対策

法定の個人情報保護対策である特定個人情報保護評価の実施に万全を期すとともに、本市における個人情報保護制度の遵守、関係する例規の整備に取り組み、プライバシーの保護に努めます。

ア 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報ファイルを取り扱う前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を回避・軽減するための適切な措置をあらかじめ講じるために特定個人情報保護評価を実施し、市民のプライバシー保護への取組について宣言します。

また、年度ごとに評価の見直しを行います。



イ 個人情報保護条例の改正等

番号法に基づき、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護条例の一部改正（又は特定個人情報に対象を限定した特定個人情報保護条例の制定）等を行っています。

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
個人情報保護条例の改正等		改正案等作成 議会 H27.9	個人番号の利用開始	

ウ 特定個人情報の安全管理に関する基本方針、管理規程の策定

番号法は、個人情報保護法に定める措置の特例として特定個人情報等の利用範囲を限定するなど、厳格な保護措置を定めていることから、安全管理に関する基本方針及び管理規程を整備し、職員等に遵守させることにより適正な特定個人情報等の取り扱いに努めています。

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
1 基本方針 2 管理規程		H27.8 策定 H27.9 策定	見直し	

(3) 個人番号の付番・通知及び個人番号カードの交付

平成27年10月から開始された通知カードによる市民への個人番号の付番・通知、平成28年1月から開始された個人番号カードの交付（申請に基づく）を確実に実施できるよう、交付方法や窓口の体制について対応しています。

しかし、居所を把握できず、未だ通知カードを届けることができない市民が多数存在することから、居所の把握及び周知を図り、未達通知の削減に努めていきます。

また、個人番号カードの交付については、予約制により交付していますが、一日当たりの交付枚数に限りがあるので、迅速な交付について更に検討を進めていきます。

なお、通知カード・個人番号カード関連事務のうち、付番、通知カード及び交付申請書の発送、交付申請書の受付、個人番号カードの発行等は、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）に委任しています。

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
1 個人番号の付番・通知		準備・付番	個人番号の通知	
2 個人番号カードの交付		検討・準備	カードの交付	

(4) 事務手続、業務フローの見直し

平成28年1月からの個人番号の利用開始及び平成29年7月からの他団体との情報連携に向け、特定個人情報を利用する全ての事務手続、業務フローの見直しを行います。

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
事務手続・業務フローの見直し			個人番号の利用開始	
		事務手続・業務フローの見直し		

(5) 条例による庁内同一機関及び庁内他機関との情報連携

番号法別表第1に掲げられている事務については、条例に定めることにより、事務の処理に必要な限度で、庁内部局間での特定個人情報の授受や教育委員会などの庁内他機関への特定個人情報の提供を行うことができることから、対象事務を洗出し、平成27年12月議会に提案し、条例を制定しています。

(6) 条例による個人番号の独自利用

個人番号は、番号法別表第1に掲げられていない事務についても社会保障、地方税、防災に関する事務とその他これらに類する事務であれば条例化により独自に利用することが認められていることから、市民サービスの向上や事務手続の簡素化が図られる事務を洗出し、条例を定めて独自利用を行います。

平成29年7月から連携が開始される他団体との情報連携に合わせ、平成28年6月議会に提案し、条例を整備します。

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
1 庁内同一機関及び庁内他機関との情報連携		検討	議会 H27.12	個人番号の利用開始
2 独自利用事務				
3 独自利用事務の他団体との情報連携			検討(議会への提案時期を含む)	情報連携開始

(7) 個人番号カードの独自利用

個人番号カードのICチップの空き領域の活用による公共施設の利用カード化、コンビニエンスストアにおける証明書の交付といったカードの独自利用は、市民の利便性の向上に資するものであり、カードの普及拡大につながるものと期待しますが、番号制度は複雑かつ多岐の業務に渡ることから、本市においては、まずは制度の確実な導入を最優先課題とし、個人番号カードの独自利用については、制度開始後の28年度から地域の実情やニーズを踏まえながら検討し、国による制度の利用範囲拡大も視野に入れながら、市民にとってより利便性の高い行政サービスへの活用を目指します。

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
個人番号カードの独自利用			独自利用の検討	

(8) 情報提供等記録開示システム（マイナポータル）の運用

番号法では、平成29年1月をめどとして、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を設置し、情報提供・情報照会の記録を確認したり、行政機関が保有する自己の情報を確認したり、行政機関等からのお知らせを受け取ることができるようにすることと定められていることから、機能の詳細など国の検討状況を注視しながら、本市における活用を検討した上で運用します。

（予定されている主な機能）

- ・個人番号を含む自己の個人情報をいつ、誰が、何の目的で提供したのかを確認する機能
- ・行政機関が持っている自己の個人情報を確認する機能
- ・行政機関などから一人一人に合った行政サービスなどのお知らせを表示する機能

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
情報提供等記録開示システムの運用			運用の検討	運用開始

(9) 市民への制度の周知と職員研修の充実

番号制度の円滑な導入が図られるよう、市民への制度の周知と職員研修の充実に努めます。

- ・特定個人情報の適正な取扱い等個人情報保護の徹底と、窓口業務、問い合わせ等に対応できるよう職員研修を行っています。
- ・平成27年10月からの通知カードの送付、平成28年1月からの個人番号カードの交付が円滑に行われるよう、また、制度開始後の窓口業務で混乱が生じないよう市報、ホームページ等による広報を行っています。
- ・要望があった団体等には、出前講座として説明に出向くなど市民への周知に努めます。

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
職員研修		研修	個人番号利用開始	情報連携開始
広報		広報		

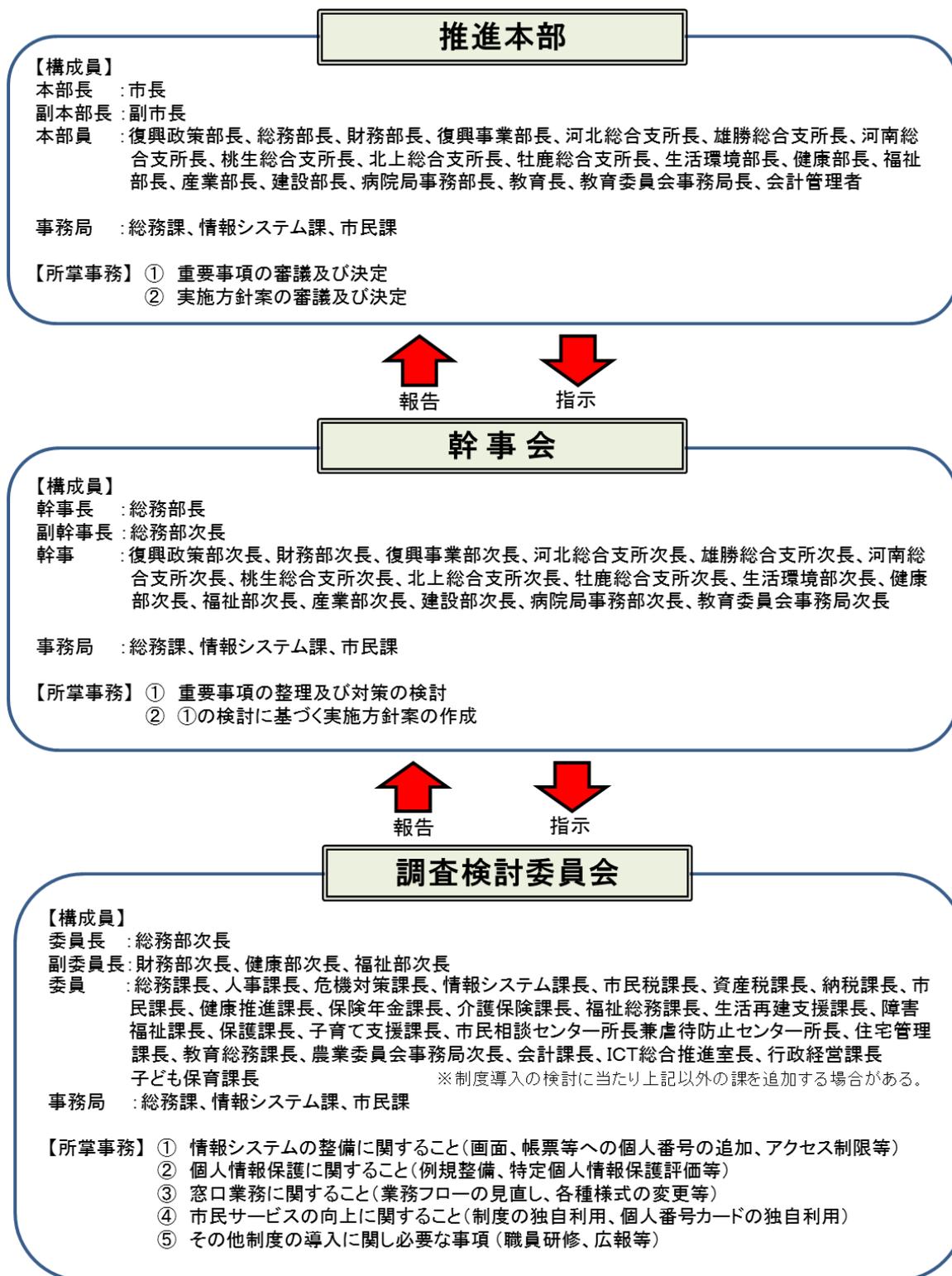
7 推進体制

(1) 番号制度推進体制図

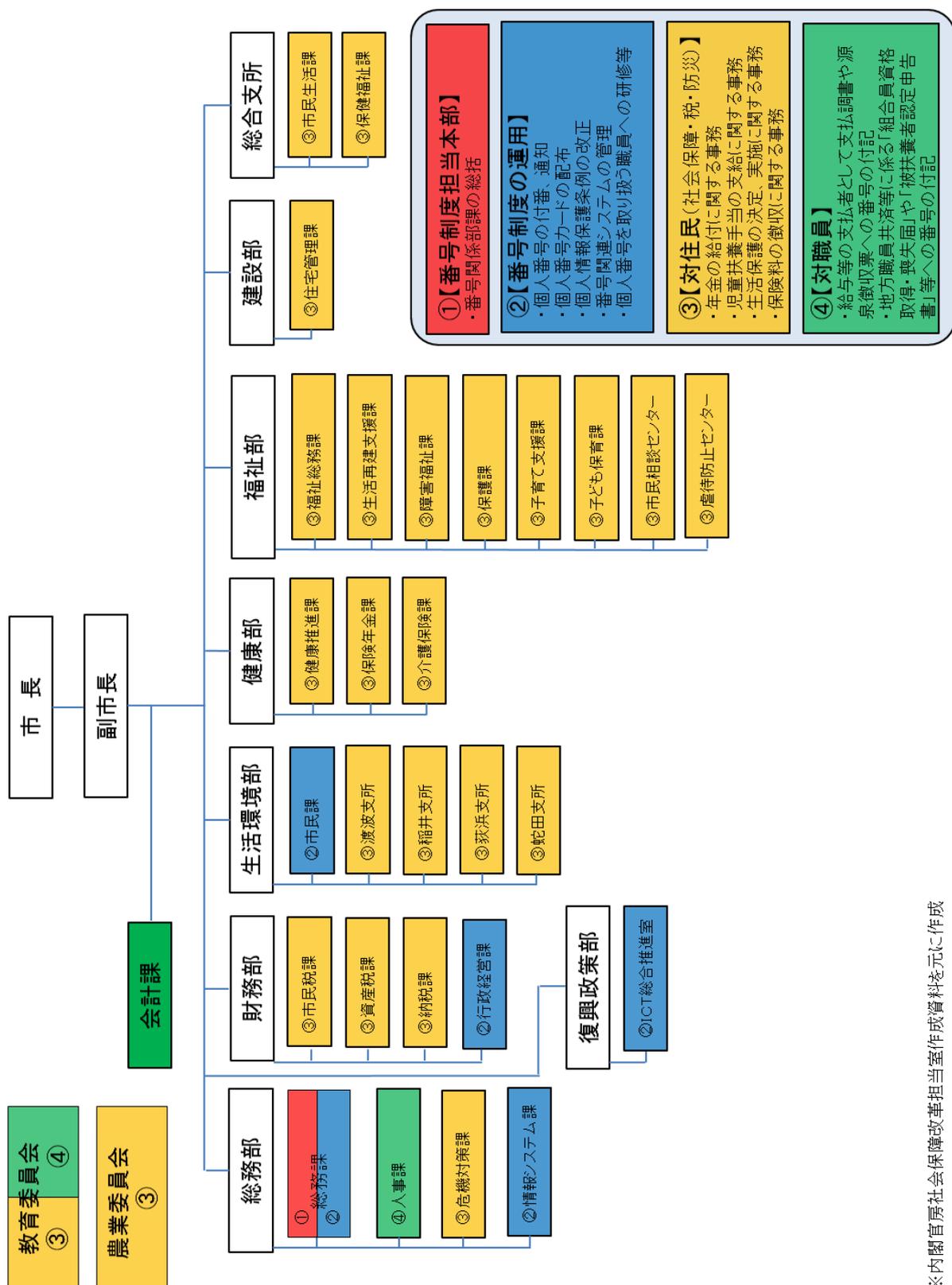
番号制度の円滑な導入及び市が主体的に制度を活用していくための推進体制を構築します。

推進体制は、部長級による社会保障・税番号制度推進本部(以下、「推進本部」という。)と次長級で構成する推進本部幹事会において番号制度で取り組む方向性を示し、課長級で構成する推進本部調査検討委員会において実務レベルの協議、調整を図ります。

番号制度推進体制図



(2) 番号制度関係課と役割



※内閣官房社会保障改革担当室作成資料を元に作成

8 本市における番号制度導入ロードマップ

項目	担当	H26年度(2014年度)												H27年度(2015年度)												H28年度(2016年度)												H29年度(2017年度)																							
		H26年			H27年			H28年			H29年			H30年			H26年			H27年			H28年			H29年			H30年			H26年			H27年			H28年			H29年			H30年																	
社会保険・税番号制度	国・機構	★特定個人情報保護評価面に関する規則制定(H26.5) ★地方公共団体情報システム機構設立(H26.4) 付番																																																											
通知カード送付等	国・機構	通知カード送付・個人番号カード発行[国・機構](H27.10～)																																																											
(1) 情報システムの整備	国	<p>中間サーバー 団体内統合宛名連携サーバー 住基係システム改修 地方税系システム改修 社会保険系システム改修 人事・給与システム改修</p> <p>補助申請 補助申請 補助申請</p> <p>契約 契約 契約</p> <p>構築[国] 構築(～H27.12) 連携テスト 改修(～H27.12) 補助申請 改修(～H27.12) 改修(～H27.12) 契約</p> <p>評価実施</p> <p>事例・規則・要綱・様式の改正 議案提出</p> <p>情報連携に係る例規等の改正 議案提出</p> <p>議案提出</p> <p>準備・付番</p> <p>通知(機構) カードの交付(H28.1～)</p> <p>事務手続・業務フローの見直し(情報連携の内容と省略できる添付書類の確認等)</p> <p>検討 議案提出</p> <p>検討(議会への提案時期を含む)</p> <p>独自利用の検討</p> <p>運用の検討 運用開始</p> <p>研修 広報</p>																																																											
(2) 個人情報保護対策	市民課・市民税課等 業務所管課	<p>特定個人情報保護評価面 ・住基・税関係事務 ・社会保険関係事務</p> <p>評価実施</p>																																																											
イ 個人情報保護条例の改正等	業務所管課	<p>個人番号利用事務 ・他団体との情報連携事務</p> <p>議案提出</p>																																																											
ウ 基本方針、管理規程の策定	総務課	<p>基本方針の策定 ・管理規程の策定</p> <p>策定</p>																																																											
(3) 個人番号の付番・通知及び個人番号カードの交付	市民課	<p>準備・付番</p> <p>通知(機構) カードの交付(H28.1～)</p>																																																											
(4) 事務手続・業務フローの見直し	業務所管課	<p>事務手続・業務フローの見直し(情報連携の内容と省略できる添付書類の確認等)</p>																																																											
(5) 条例による市内同一機関及び市内他機関との情報連携	総務課	<p>検討 議案提出</p>																																																											
(6) 個人番号の独自利用	業務所管課	<p>独自利用事務 独自利用事務の他団体との情報連携事務</p> <p>検討(議会への提案時期を含む)</p>																																																											
(7) 個人番号カードの独自利用	業務所管課	<p>独自利用の検討</p>																																																											
(8) 情報提供等記録開示システムの運用	業務所管課	<p>運用の検討 運用開始</p>																																																											
(9) 市民への制度の周知と職員研修の充実	総務課	<p>研修 広報</p>																																																											
	再掲																																																												

9 用語解説

用語	説明
共通基盤（システム）	各業務システムが番号制度に対応するに当たって必要な機能（データ連携・変換、アクセス認証等）を標準的な技術を用いて集約した基盤（システム）
個人番号	住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定される12ケタの番号（法第2条第5項）
個人番号カード	氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録されたカード（法第2条第7項）
情報提供ネットワークシステム	国が設置、管理し、情報提供に用いられる個人を特定するための符号の付番、変換及び情報提供の許可を行う機能、情報照会者及び提供との接続のための機能等を有するシステム
中間サーバー	情報提供ネットワークシステムと自治体システムの間設置し、情報照会・提供支援機能と符号管理機能を有する機器
データベース	特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、容易に検索・抽出などの再利用をできるようにした情報の集まり
統合宛名（システム）	機関間の情報連携を行うため、個人番号によるデータの紐付けを行うとともに、地方公共団体で業務上必要となる宛名、住所、所在地等の情報の保持・管理を行うための番号付番システム
特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報（法第2条第8項）
特定個人情報保護評価 (PIA: Privacy Impact Assessment)	番号法第27条に規定する特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）の保有又は変更に当たり、プライバシー等に与える影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組み
符号	情報提供ネットワークシステム及び情報保有機関において、特定個人情報の提供を管理するために個人番号に代わって用いられる識別子